

釧路赤十字訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社が開設する指定釧路赤十字訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従事者（以下「看護師等」という。）が老人及び難病患者、心身障害者（児）等並びに要介護状態又は要支援状態にある者で、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 1、ステーションの看護師等は、要支援者、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 釧路赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地 釧路市新栄町21番14号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する事業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上
(内、常勤1名以上)
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数
※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

- (4) 事務職員 1 名
一般事務、会計、総務に関することに従事する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は下記の休日を除く月曜日から土曜日までとする。
日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
創立記念日（5 月 1 日）
- (2) 訪問時間
月曜日～土曜日（午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分）
- (3) 利用者やその家族から電話等により、24 時間常時連絡、対応が可能な体制を整備する。

(訪問看護の内容)

第 6 条 1、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪、入浴介助等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテルの管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

2、訪問看護の一環として理学療法士が自宅に訪問してリハビリテーションを行うことがある。

3、状況に応じて、精神保健福祉士が看護師と同行する。

4、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供。

(利用料)

第 7 条 1、介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険証負担割合証に記載されている割合により利用料を決定する。

2、老人保健法及び健康保険法による指定訪問看護を提供したときは、基本利用料として、老人保健法に規定する基本利用料及び健康保険法等に定める自己負

担金の支払いを、また、その他の利用料として、次に掲げる料金を利用者から受けるものとする。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 超過料金 | 別表のとおり |
| (2) 時間外 | 同上 |
| (3) 深夜、休日料金 | 同上 |
| (4) 交通費 | 同上 |

3、介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合において、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) ステーションから、片道おおむね50km未満 | 1,500円 |
| (2) ステーションから、片道おおむね50km以上 | 2,500円 |

4、死後の処置料は10,000円とする。

5、前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の署名（記名押印）を受けることとする。

6、利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、キャンセル料を徴収する。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

(領収書の交付)

第8条 利用料の支払を受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は釧路市（阿寒町、音別町は除く）、釧路町（桂木・桂・光和・新開・北見団地・木場・曙・豊美・北都・富原・若葉・国誉・雁来のみ）の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条1、看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2、看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第11条1、ステーションは利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定

居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

2、ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第12条1、ステーションはサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに当該利用者に係る、家族等や介護支援専門員、市町村に連絡すると共に必要な措置を講じる。

2、ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3、ステーションは利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条1、ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するため看護師等に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2、ステーションは、サービス提供中に、当該ステーションの看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他の運営について)

第16条1、訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

(3) その他

2、看護師等は業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。

3、看護師等であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密保持すべき旨を事業員との雇用契約の内容とする。

4、苦情・ハラスメント処理に関しては別に定めるものとする。

5、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は日本赤十字社北海道支部と釧路赤十字訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規定は平成14年	9月	1日から施行する。	
	この規定は平成15年	4月	1日から改正する。	
	この規定は平成18年	4月	1日から改正する。	
	この規定は平成20年	6月	9日から改正する。	
	この規定は平成20年	10月	10日から改正する。	
	この規定は平成21年	4月	1日から改正する。	
	この規定は平成25年	3月	1日から改正する。	
	この規定は平成25年	4月	1日から改正する。	
	この規定は平成26年	1月	10日から改定する。	
	この規定は平成26年	4月	1日から改定する。	
	この規定は平成26年	10月	1日から改定する。	
	この規定は平成26年	12月	1日から改定する。	
	この規定は平成27年	4月	1日から改定する。	
	この規定は平成28年	4月	1日から改定する。	
	この規定は平成29年	1月	1日から改定する。	
	この規定は平成29年	2月	13日から改定する。	
	この規定は平成30年	4月	1日から改定する。	
	この規定は平成30年	10月	1日から改定する。	
	この規定は平成31年	3月	1日から改定する。	
	この規定は令和	1年	9月	1日から改定する。
	この規定は令和	2年	4月	1日から改定する。
	この規定は令和	2年	11月	1日から改定する。
	この規定は令和	4年	4月	1日から改定する。
	この規定は令和	4年	7月	1日から改定する。
	この規定は令和	5年	4月	1日から改定する。
	この規定は令和	6年	3月	31日から改定する。